

第 部

飼料用稲導入が地域社会に
及ぼす効果

転作を個別選択的（収穫作業はオペレータ、作付けの決定や栽培は個別農家）に行う集落営農では、飼料用稲の導入による不作付地発生抑制効果は量的に限られる。しかし、生産視点で見ると、より積極的な水田利用が促進される。これより、飼料用稲の導入は、不作付け以前の荒らし作りの抑制をつうじて、農地の有効利用の促進と不作付地発生抑制の機会を抑制するという質的な効果をもつ。

1) 中国地域における不作付地と飼料用稲への期待

一般に、規模が零細であれば不作付地はより生じやすく、また、不作付地は耕作放棄地につながる可能性をもつと考えられる（図1）。中山間地域の多い中国地域では、相対的に水田作規模が零細で、未整備圃場が多い。田の経営耕地面積に占める面積規模1ha未満の割合は48%で、都府県の29%を20ポイント近く上回る。また逆に、田の経営耕地面積に占める区画整理済み面積の割合は31%で、都府県の44%を10ポイント以上下回る（2000年農林業センサス）。

不作付地の発生では、米の生産調整がその要因の一つとなりうる。排水不良等の圃場条件や担い手の欠如のため適当な転作作物を見いだし得ない等の場合である。この点に関し、転作作物としての飼料用稲は、高額の収穫調製用機械の導入を必要とするものの、食用とほぼ同様の圃場条件や技術での栽培が可能のため、中国中山間地域においても不作付けを抑制する転作作物として期待されている。

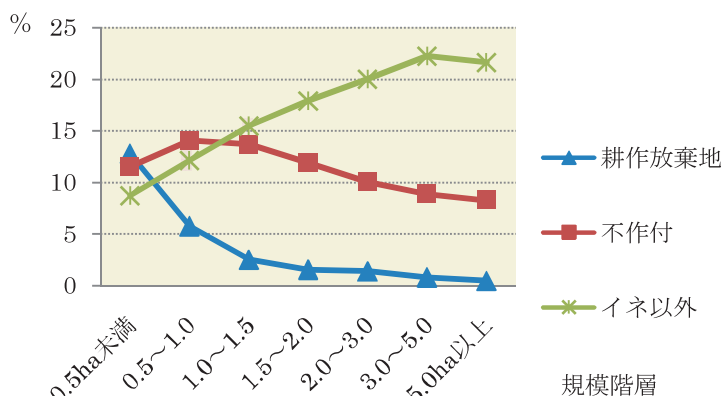


図1 経営耕地面積規模別の不作付けと耕作放棄地の面積割合(%, 中国地域、2000年農林業センサス)

2) 飼料用稲導入による不作付地抑制の効果

中国中山間地域では、零細分散の圃場条件や担い手の高齢化の下で集落営農の法人化が推進されている。農業生産法人では利用権設定が前提となり、生産調整面積に近い転作作物の作付けを期待する。他方、利用権が設定されない任意組織の集落営農も依然多くみられる。

そこで、飼料用稲の導入による不作付けの抑制効果の実際を、小規模ないし零細規模の生産者が主体で、4集落で転作に取り組む旧K町Y営農組合（2007年には法人化）を事例に解明した。併せて、近畿中国四国農業研究センターが開発した新技術がそこで果たした役割を明らかにした。

飼料用稲の導入は、不作付地の拡大を質的に抑制する効果をもつ。

飼料用稲の導入による農地利用への影響を、Y地区（Y営農組合：2002年から導入）とY地区を除く旧K町（2005年3月M市と合併）の2つの地域間の転作状態で比較する。

飼料用稲の導入は、不作付地を量的にやや抑制する（図2：2004年の不作付けの増加は地力増進作物・景観作物の減少が影響）。と同時に、導入は生産物を利用しうる積極的転作を拡大する効果をもつ。これは、荒らし作りの転作を抑制することで将来の不作付地の拡大を抑制する飼料用稲導入の質的な効果と言える（図3）。

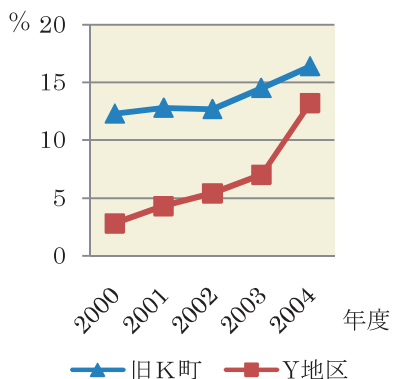


図2 飼料用稲導入と不作付地割合(%)
注: Y地区—導入地区、旧K町—未導入

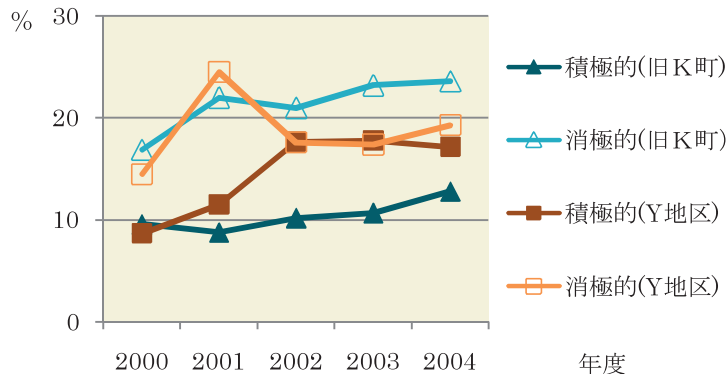


図3 積極的転作と消極的転作の転作割合(%)
注: Y地区—導入地区、旧K町—未導入
積極的転作—大豆・飼料用稲等、消極的転作—景観作物等

新技術（鉄コーティング種子を用いた湛水直播栽培）は、零細規模層に受容されることで、飼料用稲導入の促進と不作付地発生抑制に貢献した。

新技術は大規模と零細規模のいずれにも適応可能な柔軟性をもつ。このことが、不作付けを生じやすい小規模・零細規模層の作業の省力化志向をカバーし、特に、零細規模層における飼料用稲の導入と不作付けの抑制を可能とした（図4・5：新技術の導入は2004-05年）。

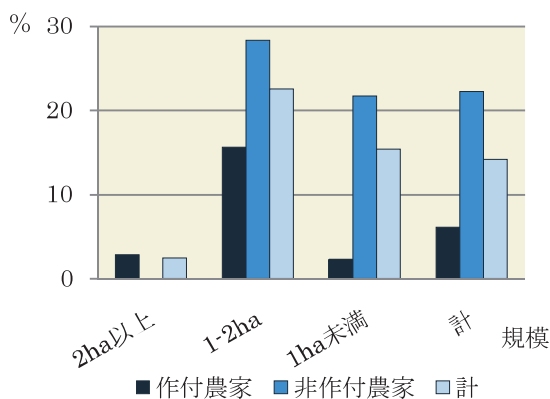


図4 農家の規模階層と不作付地割合(%)
注: 飼料用稲の作付け・不作付けの農家の比較

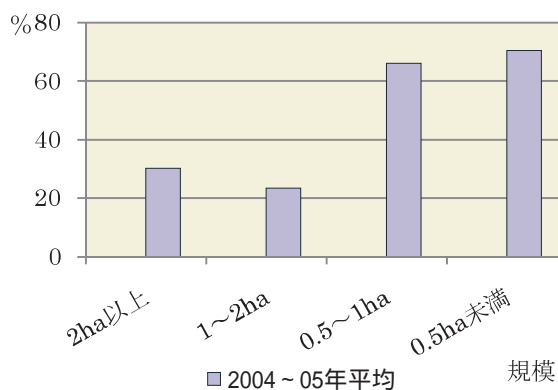


図5 農家の規模階層と新技術の導入割合(%)
注: 飼料用稲面積に占める新技術採用面積割合

以上より、飼料用稲の導入は質的・量的効果により不作付地の拡大を抑制する。しかし利用権が設定されていない土地利用での抑制効果には明らかに限界がある。

中山間地域における飼料用稲の導入では、これを基幹的部門の一つとして定着・継続させる意図があるならば、すなわち機械更新を前提とするのであれば、「耕耕」の連携が必要不可欠となる。言い換えれば、飼料用稲導入は、集落と大型農家ならびに大型農家相互の連携を本来的には必要とし、したがって地域農業の組織化の契機となりうる。

1) 飼料用稲導入を契機とした地域農業の組織化の進展事例

中国中山間地域に位置する旧〇町では、飼料用稲と大豆の転作への本格的な取り組みを契機として、地域農業の組織化が次の4段階で進展した(図1)。

- ・第1段階：2000～2003年、県の集落農場型農業生産法人育成関連の事業を活用し、5つの集落農場型農業生産法人(以下、集落法人)が設立される。うち、3法人は、大型稲作農家(認定農業者で、〇町大型稲作研究会に所属。以下、大型農家)と集落との連携型の法人となる。
- ・第2段階：2001年、大型農家を主体とする連携により、飼料用稲と大豆の生産組合が設立される。
- ・第3段階：2003年、5つの集落法人と4名の大型農家により、無人ヘリコプター防除を事業の核とする、〇町集落法人ネットワーク(以下、法人ネットワーク)が設立される。
- ・第4段階：2007年、法人ネットワークをベースに株式会社〇農産が設立される。

すなわち、集落と大型農家の連携で地区とその担い手を明確にし、大型農家相互の連携で地域の担い手を形成し、その主導による集落法人相互の連携で地域の範囲と担い手を明確にし、最後に、会社化により特定の地域範囲をカバーする土地利用型農業の経営主体を制度的に確立し承認を得ている。規模拡大志向の外向的な大型農家と、農地保全志向の内向的な地区ベースの農地管理集団との連携の成功事例と言える。

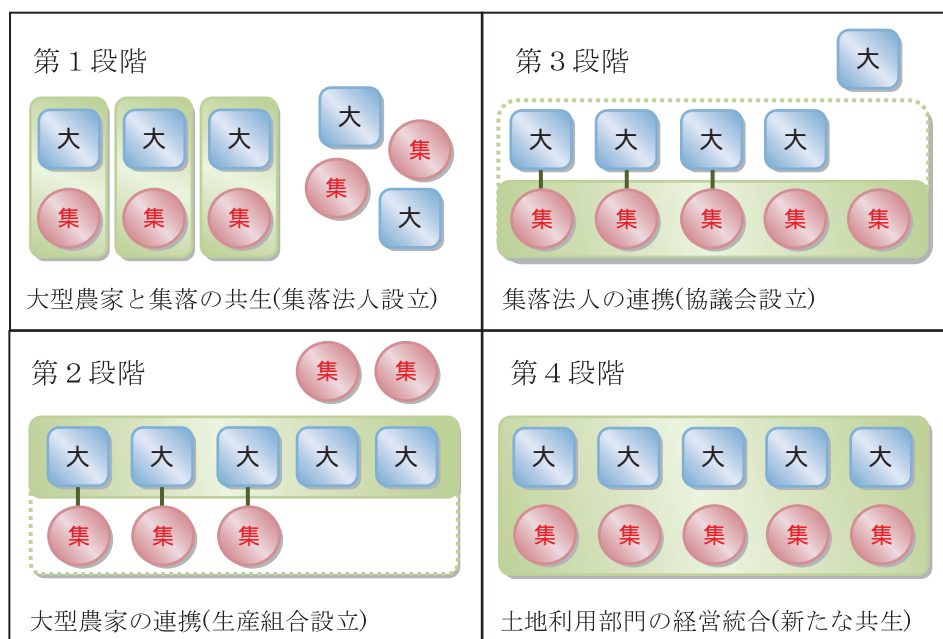


図1 〇町における地域農業の組織化の進展段階

2) 事例における飼料用稲導入の意義

飼料用稲は、第1・第2段階の連携促進の推進力の一つとなっている。集落からの自律性が高い大型農家が地区の担い手としての位置づけを獲得するには、自らの経営地と集落の農地保全要請に対し、経済的転作を遂行するプランを提案する必要がある。同時に、自己保全管理主体の地域に具体的提案を行えたことが、大型農家と集落の連携促進の原動力の一つとなる。さらに、大型農家の連携が第3・第4段階の基盤となっており、飼料用稲はその基盤づくりに貢献している。すなわち、飼料用稲の組作業のメンバーが第3段階では大型農家構成員の4名中3名を、第4段階では5名中4名を占めている(表1)。

表1 O町における組織の構成

	法人1	法人2	A氏	B氏	C氏	法人3	D氏	E氏	F氏	G氏	法人4	法人5	H氏	J氏	集営1	集営2	特定1
地区	○	P	P	P	P	Q	Q	Q	Q	Q	R	S	S	T	O	O	Q
形態		共生	大型	大型		共生	大型	大型	大型	大型		共生	大型	大型	集団	集団	集団
飼料用稲		○	組長	◎	OP			OP	OP	◎		○	OP	OP	◎	○	
大豆	◎ OP	○	OP			○	組長	OP			○ OP	○	OP				◎ OP
ネット	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎				
無人ヘリ					OP			OP	OP				OP				
株式会社	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			○

注：共生：大型農家と集落の共生型法人、OP：オペレータ、◎：正(当初)構成員、○：准構成員(株式会社)／後参加
紫・青：組織化を主導／中核の5戸の大型農家、紫：飼料イネ生産組合の組作業メンバー、特定：特定農業団体

3) 成功要因と地域農業組織化への展望

O町の事例における成功要因として、第1に、大型農家が集落からの自律性ないし独立性を維持しつつ集落や大型農家相互の連携を進め、組織化を主導している点、第2に、裏面ともなるが、組織化の各段階でそれぞれの取り組みの収支をバランスさせ、それを前提に次の段階に取り組んでいる点を指摘できる。

中山間地域における飼料用稲導入では、耕畜連携をいかに確立するかが課題とされる。しかし、地域で基幹的部門の一つに位置づけるのであれば、「耕耕」の連携が本来的に必要な不可欠となる。それは同時に、地域農業組織化の一つの手段ないし契機となりうる。

O町の事例は、地区ないし地域のリーダー的な大型農家の連携という、一面できわめて限られた条件のもとでのみ組織化の進展が可能であるかにみえる。しかし、集落法人育成や生産組合設立において、大型農家との連携を不可欠とする施策的な誘導が可能であれば(事例でも役場の主導性が推進力となっている)、組織化の可能性は決して小さくはない。